

鳥獣被害防止モデル集落育成事業補助金

～鳥獣被害防止対策事業に取り組む団体・集落を支援します～

事業の目的

クマ、イノシシ等による農作物等被害の防止には、地域・集落を住処にしない・近づかせない・餌場にしないことが重要です。鳥獣被害対策を効果的に進めていくには、3つの基本(環境整備・侵入防護の設置・有害鳥獣捕獲)を組み合わせることが必須です。

そのためには、地域の皆さんが主体となって鳥獣被害防止に取り組むことが必要です。



モデル集落の要件

自治会等地域住民で組織する団体、集落営農組織、複数の集落営農組織で組織する団体で、次の項目の鳥獣被害防止対策を継続できる団体をモデル集落の認定要件とします。

◆鳥獣被害対策専門部会の設置(地域全体で合意形成を図ることが重要です。)

◆被害防止計画の策定

◆集落点検活動の実施(農地の被害状況及び侵入防護柵の設置・維持管理状況並びに獣の誘因物の確認、獣の住処となる藪や茂み等の環境点検)

◆自主的な被害防止活動の実践(侵入防護柵の設置、誘因物除去、鳥獣の有害捕獲活動等)

補助対象経費

鳥獣被害対策に係る活動に対して、最大40万円を補助します。

(初年度20万円、次年度以降10万円(年度あたり)、合計40万円が上限となります)

[対象経費の例]

- ・集落点検活動費用
- ・耕作放棄地の草刈費用
- ・緩衝帯整備・維持管理費用(竹木伐採・草刈等)
- ・鳥獣対策研修会における講師謝金
- ・先進地視察における交通費
- ・狩猟免許の取得費 など



申請方法

事前に「浜田市鳥獣被害防止モデル集落」の認定を受ける必要があります。別添事業計画書を農林振興課または各支所産業建設課まで提出してください。

認定後に、交付申請書を提出していただきます。

[お問い合わせ・申込先]

浜田市 産業経済部 農林振興課 林業振興係 Tel.25-9510 (直通)
各支所 産業建設課 産業振興係

鳥獣被害防止モデル集落育成事業 実施計画書

提出日 令和 年 月 日

1 モデル集落 代表者	集落名 代表者 氏名 住所 連絡先	
2 鳥獣被害防止専門部会 【必須要件】 ※該当項目を選択	(1) 住民合意形成のうえ設置済み (2) 未設置の場合は、その理由 () 設置予定時期 (令和 年 月頃)	
3 集落世帯数	世帯	
4 農作物 (現時点)	栽培品目 ()	
5 被害箇所及び面積 (昨年) ※該当項目を選択	被害箇所 【畦畔・水路・農地・()】 被害面積 アール (1反≒10アール)	
6 侵入防護柵設置・維持管理状況 ※該当項目を選択	(1) 設置状況【山際に設置している・農地を4面で囲っている。その他 ()】 (2) 維持管理状況【定期的に施設の点検・補修・周辺の草刈りを実施している。点検等を実施していない。】	
7 捕獲檻所有数	基	
8 狩猟免許取得者	人 (今年度取得予定者 人)	
9 取組の内容 【必須要件】 ※鳥獣被害対策で取り組む項目に☑をいれて、回数をご記入ください。 また、集落独自の取組等があれば、空欄に記載してください。	項 目	回数/年
	<input type="checkbox"/> 集落点検活動	回
	<input type="checkbox"/> 緩衝帯の設置又は管理 (草刈等)	回
	<input type="checkbox"/> 侵入防護柵の管理 (点検・草刈)	回
	<input type="checkbox"/> 放任果樹・放置野菜の除去	回
	<input type="checkbox"/> 鳥獣被害防止対策研修の実施	回
	<input type="checkbox"/> 先進地視察の実施	回
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
10 集落の鳥獣被害対策の取組みの狙い (目標) ※自由記述		